

## 税務調査手続きの変更 ～国税通則法の改正～

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)(平成 23 年 12 月 2 日公布)により、国税通則法及び所得税法等の個別法が改正されました。

### 国税通則法の主な改正内容

- 1 税務調査手続きの明確化(平成 25 年 1 月 1 日以後開始する調査から適用)
- 2 更生の請求期間の延長(平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する年(度)分から適用)
- 3 理由附記の実施(原則として、平成 25 年 1 月 1 日以後の処分から適用)

今回の改正は、調査手続きに関する従来への運用上の取扱いを法令上明確化するものであり、基本的には、税務調査が従来と比べて大きく変化することはありません。

#### 1 税務調査手続きの明確化

- ① 税務調査に先立ち、課税庁が原則として事前通知を行うこととされました。ただし、課税の公平確保の観点から、一定の場合には事前通知が行われません。
- ② 課税庁の説明責任を強化する観点から、調査終了時の手続きが整備されました。
- ③ 納税者から提出された物件の預かりの手続きのほか、課税庁が帳簿書類その他の物件の「提示」「提出」を求めることができることが法令上明確化されました。

#### 2 更生の請求期間の延長

納税者が申告税額の減額を求めることができる「更生の請求」の期間(改正前:原則 1 年)が 5 年に延長されました。

#### 3 理由附記の実施

全ての処分(申請に対する拒否処分及び不利益処分)について理由附記を実施することとされました。ただし、現在記帳・帳簿等保存義務が課されていない個人の白色申告に対する理由附記については、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施することとされました。(平成 26 年 1 月 1 日以後に行う処分から実施)

1①の事前通知に関して、納税義務者等から合理的な理由を付して調査開始日時又は調査開始場所の変更の求めがあった場合には、これらについて協議するよう努める、という明文が規定されました。合理的な理由の判断に当たっては、税務代理人の事業も含めて判断されます。